

東郷町森林整備計画

計画期間 (自 令和 3年4月 1日
至 令和13年3月31日)

愛知県

愛知県東郷町

目 次

	頁
I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項……………	1
1 森林整備の現状と課題……………	1
2 森林整備の基本方針……………	1
3 森林施業の合理化に関する基本方針 ……	4
II 森林の整備の方法に関する事項……………	4
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） ……	4
1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法……………	4
2 樹種別の立木の標準伐期齢……………	4
3 その他必要な事項……………	6
第2 造林に関する事項……………	6
1 人工造林に関する事項……………	6
2 天然更新に関する事項……………	7
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在……………	9
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき 旨の命令の基準……………	9
5 その他必要な事項……………	9
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その 他間伐及び保育の基準……………	9
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法……………	9
2 保育の作業種別の標準的な方法……………	10
3 その他必要な事項……………	11
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項……………	11
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方 法……………	11
2 木材の生産機能の維持促進を図るための森林施業を推進すべき森林 の区域及び当該区域内における施業の方法……………	12
3 その他必要な事項……………	12
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 ……	12
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針…	12
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するた めの方策……………	12
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項……………	12
4 森林経営管理制度の活用に関する事項……………	12

5	その他必要な事項	12
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	12
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	12
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	12
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	12
4	その他必要な事項	13
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	13
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	13
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	13
3	作業路網の整備に関する事項	13
4	その他必要な事項	13
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	13
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	13
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	13
Ⅲ	森林の保護に関する事項	13
第1	鳥獣害の防止に関する事項	13
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	13
2	その他必要な事項	13
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	14
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	14
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	14
3	林野火災の予防の方法	14
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	14
5	その他必要な事項	14
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	14
1	保健機能森林の区域	14
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	14
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	14
4	その他必要な事項	15

V	その他森林の整備のために必要な事項	15
1	森林経営計画の作成に関する事項	15
2	生活環境の整備に関する事項	15
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	15
4	森林の総合利用の推進に関する事項	15
5	住民参加による森林の整備に関する事項	15
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	16
7	その他必要な事項	16

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、愛知県南西部の平野部と丘陵部の接合部に位置し、起伏に富んだ地形で、東西4.68km、南北6.96km、総面積18.03㎢を有している。町内には、3つの丘陵地があるが、いずれも勾配は緩やかであり、これらの丘陵地の合間に平地部が広がり農地として利用されてきた。

年間の平均気温は、15℃前後と温暖であり、年間降水量は1,400mm程度で降雪は稀である。

このような、恵まれた地形、気象条件から農業を主体とした農村として発展してきたが、昭和30年代半ばからの高度経済成長とともに、名古屋市都心部から半径20km以内という地理的条件から名古屋都市圏の影響を大きく受けることとなり、多くの森林や農地が住宅地に変容している。

本町の地域森林計画対象民有林面積は、122haであり、そのほとんどが愛知池周辺にまとまっており、その他の地域には小面積な森林が点在している。これらの森林には木材生産を目的とした森林はなく、立木地のうち約57%を天然林が占めている。

昨今、環境保全に対する問題意識の高まりの中、緑の保全についての住民の関心も高く、現在ある自然を積極的に保全しながら、その有効利用を図ることが重要である。自然と共生した生活環境の形成に資するための森林整備が課題であるものの、本町では高度な公益的機能を発揮するような、面的に大きくまとまった森林はあまりないのが現状である。森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、「東郷町総合計画」、「東郷町緑の基本計画」等との整合を図りながら、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意する。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の主な機能を、水源涵養機能、山地災害防止機能・土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別し、各機能に応じた望ましい森林資源の姿を次のとおり定める。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能・土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

次表のとおり定める。

森林の有する機能ごとの森林整備の考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能	森林整備の考え方及び森林施業の推進方策
水源涵養機能	<p>地域の用水源として重要なため池及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能 ・土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能・土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう適切な管理を推進するとともに、山脚の固定等を図る必要がある場合には、土留等の施設の配置を推進することを基本とする。</p>

<p>快適環境形成機能</p>	<p>住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を推進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
<p>保健・レクリエーション機能</p>	<p>自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場等の施設を伴う森林など、住民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、住民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
<p>文化機能</p>	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
<p>生物多様性保全機能</p>	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>

木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を維持的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種及び径級の木材を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>
---------	---

注1： 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

注2： これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属さない機能であることに留意する必要がある。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

該当なし

II 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

平均成長量が最大となる年齢を基準とし、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案し次表のとおりとする。

樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹種				
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	広葉樹
東郷町全域	40年	45年	40年	40年	20年

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

(1) 伐採（主伐）について

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。

また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。特に、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新が天然更新により行われ

る場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとする。なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮したものとする。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

(1) 主伐の方法

皆伐(主伐のうち択伐以外のもの)は、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、20haごとに保残帯を設け、適確な更新を図る。

また、択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下(伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下)の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率による。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～エに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

(2) 主伐の時期

本町の地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の維持・発揮との調和に配慮し、伐期の長期化等を図ることとする。

樹種	標準的な施業体系		主伐時期の目安 (年)
	生産目標	期待径級 (cm)	
スギ	心持ち柱材	18	40
	一般建築材	28	55
	造作、梁、桁、板材	36	70
ヒノキ	心持ち柱材	18	45
	一般建築材	28	65
	造作材	36	80

マツ類	一般材	18	40
	長尺材	28	70
広葉樹	きのこ原木	10	20

3 その他必要な事項

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的の樹種以外の樹種であっても目的の樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、次表のとおりとする。

人工造林の対象樹種

針葉樹	スギ、ヒノキ、マツ類
広葉樹	アベマキ、コナラ等有用広葉樹

なお、必要に応じて品種を定めるほか、郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意する。

また、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は町の林務担当課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。また、地域の要望を考慮し、少花粉スギ等の花粉症対策木の選定に努めることとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種及び仕立ての別の植栽本数

施業の効率性や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ha当たりの標準的な植栽本数を次表のとおりとする。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)
スギ	密仕立て	5,000
	中仕立て	3,500
	疎仕立て	2,500
ヒノキ	密仕立て	5,000
	中仕立て	3,500
	疎仕立て	2,500

マツ類	密仕立て	4, 500
	中仕立て	3, 000
広葉樹	密仕立て	4, 500
	中仕立て	3, 000

なお、複層林化を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合は、それを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。

また、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は町の林務担当課とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	植栽の支障となる樹木及び下草は、全部を伐倒又は刈り払いを行い、また、植栽や保育の支障となる伐倒木及び枝条等が、林地内に残存する場合は、林地内に筋置き等によって整理することを標準とする。 なお、寒風害等の恐れのある箇所については、筋刈りや保護樹の残置等を併用する。
植付けの方法・時期	自然条件及び既往の造林方法を勘案するとともに、春または秋に植え付けることを標準とするが、苗木をコンテナ苗とする場合は、地域の既往の成績も考慮しながら、上記以外の時期にも植栽できることとする。 また、コンテナ苗の活用や伐採と造林を一体で行う一貫作業システムの導入を検討するものとする。
低コスト造林	1,000～2,000本/haの疎植を行う場合は、チューブや筒状ネット、防護柵等による獣害対策を講じるとともに、経過を確認しつつ、必要に応じて下刈り等の保育作業を行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し更新を図るものとする。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算し5年以内に人工造林を実施し更新を図るものとする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うとともに、次表の天然更新完了基準により、

森林の確実な更新を図るものとする。

天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ。）は、次表のとおりとする。

天然更新の対象樹種

広葉樹	カシ、ナラ、ホオノキ、クスノキ、サクラ、カエデ類、シデ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	同上

天然更新の完了基準

更新完了の標準的な判断基準	<p>(1) 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高が0.5 m以上の稚樹、幼樹、若齢木、ぼう芽枝等とする。</p> <p>(2) 更新が完了した状態は、次表で示す期待成立本数の3/10を乗じた本数が確保されていることとする。</p> <p>(3) 上記の条件を満たす場合であっても、獣害等により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施すること。</p>
---------------	---

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種について、期待成立本数は次表のとおりとし、天然更新を行う際には、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし、草丈以上のものに限る。)を更新するものとする。なお、天然下種更新による場合は、必要に応じて次表の天然更新補助作業を行うこととする。

樹種	期待成立本数
広葉樹	10,000本/ha

樹高は、30 cm以上とする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈り出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹の生育状況等を勘察し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき等	ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行う。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の状況を確認する方法は、以下のとおりとする。

なお、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

(ア) 標準地の設定

標準地の面積は、0.01ha程度とする。標準地の設定は、対象区域が1ha未満の場合は1か所。1ha以上の場合は、1haにつき1か所とする。

(イ) 調査内容など

標準地の全本数を樹種ごとに確認し、記録する。

(ウ) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新は、森林の早期回復並びに森林資源の造成を旨として、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して5年を経過した時点で、2の(1)に定める天然更新完了基準を満たしている場合に完了したものとする。なお、その時点で期待成立本数の10分の3を下回るものについて、その後2年以内に10分の3以上となるよう植栽し、更新を完了するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数を定めるにあたり、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として10,000本/haとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るものとし、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について、次表を標準とする。

なお、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林

の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが認められる範囲内で行うものとする。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的 な林齢(年)及び回数			標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目 以降		
スギ	密仕立て	5,000	16	22	29	間伐率は、材積で概ね35%以内とする。間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこととする。 効率的な作業実施上、必要に応じて列状伐採の実施も考慮することとする	
	中仕立て	3,500	16	24	—		
	疎仕立て	2,500	16	24	—		
ヒノキ	密仕立て	5,000	16	22	29		
	中仕立て	3,500	16	24	—		
	疎仕立て	2,500	16	24	—		

標準伐期齢以上の林齢についても対象とし、高齢級の森林における間伐については、立木の成長力に留意する。

間伐の実施の時期については、上記の標準的な樹齢とするほか、平均的な間伐の実施時期の間隔の年数は、標準伐期齢未満の場合は10年、標準伐期齢以上の場合は15年とする。

2 保育の作業種別の標準的な方法

保育の標準的な方法については、次表のとおりとする。

保育の種類	樹種	保育を実施すべき標準的な 林齢及び回数(回)											標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	12	16		
下刈	スギ	2	1	1	1	1	1	1	1				植栽木が下草から抜け出る間に行う。実施時期は6月から7月頃を目安とする。	
	ヒノキ	2	1	1	1	1	1	1	1					
つる切	スギ									1	1	下刈終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施時期は、6月から7月頃を目安とする。		
	ヒノキ									1	1			

除 伐	ス ギ									1	1	造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する。侵入した広葉樹については、土壌の維持や改善、景観の向上等を図るため、形質の良好なものの保存を考慮する。実施時期は、6月から8月頃を目安とする。	
	ヒノキ									1	1		
枝打ち	ス ギ									1	1	1	病虫害の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う。 実施時期は樹木の生長休止期の11月から3月頃とする。
	ヒノキ									1	1	1	

3 その他間伐及び保育の基準

特になし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

該当なし。

イ 森林施業の方法

該当なし

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

該当なし。

イ 森林施業の方法

該当なし

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 森林施業の方法

該当なし

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

該当なし

(2) その他

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

該当なし

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

該当なし

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

該当なし

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

該当なし

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

該当なし

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

該当なし

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

該当なし

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

該当なし

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

該当なし

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止方法については、次のとおりとする。

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害については、その早期発見及び早期駆除に努め、かつ、的確な防除の推進を図るとともに、積極的に予防措置を講ずるものとする。

特に、松くい虫の被害については、森林病虫害等防除法に基づき、特別防除、地上散布、樹幹注入、特別伐倒駆除（破砕又は焼却）等の対策により、被害の早急な終息を目指す。

また、近年のカシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害についても被害木の伐倒くん蒸、焼却や薬剤処理等により、被害の拡大防止及び防除に努める。

なお、森林病虫害のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

(2) その他

森林病虫害による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、県、森林所有者等間の連絡等の体制強化を図る。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

該当なし

3 林野火災の予防の方法

以下の対策を推進する。

- (1) 林野火災予防思想の普及及び啓発
- (2) 林野パトロールの実施

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する場合には、東郷町火入れに関する条例及び火入れに関する規則を遵守するものとする。

5 その他必要な事項

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

本町には、保健機能森林の区域は、存在しない。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

該当なし

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

愛知池周辺では植樹祭が行われ、多くの住民が参加し植樹を行っている。自然との共生の大切さが叫ばれている今日、地球温暖化を防止し、自然との触れ合いをとおし、自然の大切さと郷土への愛着、思いやりの心を育むため、住民との協働による森林の整備を推進し、緑地を未来の子供たちに継承していくことを目的としている。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

本町は、長野県木曾郡王滝村と木曾町(旧三岳村)にある牧尾ダムを水源とする愛知用水より飲料水を始め農業用水について恩恵を受けていることから、森林の持つ水資源の涵養機能として、平成8年度より王滝村国有林内に、2.94haのヒノキの樹林を有しており「銀河の森」として80年間の分収造林事業を行っている。

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施する。

なお、環境の保全等については、今後とも地域と一体となり推進していく。

また、本町においては、「東郷町公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を定めており、公共建築物の木造化等を推進する。